

令和8年度
上尾市事業者向け太陽光発電設備設置補助金
<申請手引き>

1. 補助金の概要

本補助金は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、太陽光発電設備を設置する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1)補助対象者 次の①②のいずれか

①市内に事業所を有する事業者

②市内で事業を営む個人事業主

※いずれも市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと。

※暴力団排除にかかる誓約ができること。

(2)申請可能なパターン

購入・自己所有	PPA	リース
○	○	○
自ら費用を負担して太陽光発電設備を設置するもの。	補助対象者の要件を満たす需要家の事業場の敷地内に太陽光発電設備を設置するもの。	

(3)補助額

上限額または補助率をかけた額、購入・設置に要する対象費用の2分の1のいずれか低い金額(1,000円未満切り捨て)

1、上限額:750,000円

2、補助率:発電出力1kW当たり25,000円

※発電出力は太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値
(小数点第2位以降切り捨て)

3、太陽光発電設備の購入及び設置に要する費用

※資材等の運搬費、既存設備の処分費用及び消費税を除く。

補助額計算例 総費用250万円で10kWを載せた場合

1、上限額75万円

2、発電出力10kW × 補助率2.5万円 = 25万円

3、総費用の内訳:太陽光設備100万円、工事費100万円、雑費50万円の場合

補助対象経費:設備本体100万円+工事費100万円=200万円

200万円÷2=100万円

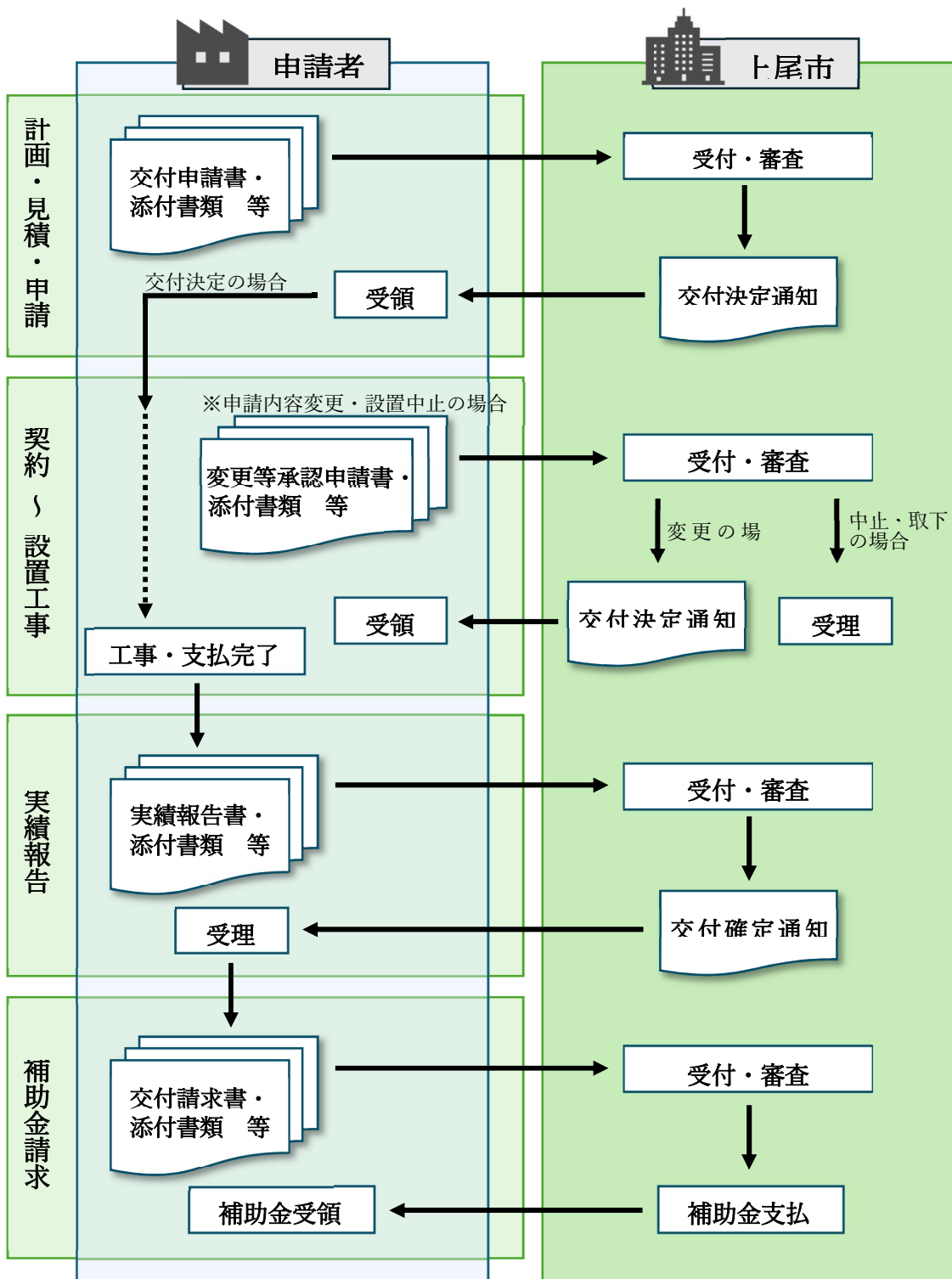
1、2、3を比較すると、75万円>25万円<100万円

補助額は25万円

(4) 交付要件

- 1) 太陽光発電設備が未使用のものであり、自作したものでないこと。
- 2) 太陽光発電設備の太陽電池モジュールに関し、その性能及び品質について、太陽電池モジュール認証(一般財団法人電気安全環境研究所による認証をいう。)若しくは国際電気標準会議のIECEE—PV—FCS制度に加盟する海外認証機関による相当の認証を受けているもの又はこれらと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- 3) 太陽光発電設備を設置しようとする事業場が、需要家の居宅の用に供されていないこと。
- 4) 太陽光発電設備の設置に関する工事が補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内に完了するものであること。
- 5) 防災、環境保全、景観保全等の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じたときは、これらの観点を踏まえて適切な対策を講ずるよう努めること。
- 6) 太陽光発電設備の設置に当たり、上田市太陽光発電施設設置に関するガイドラインを遵守すること。
- 7) 太陽光発電設備により発電した電力の消費量を当該発電した電力量の50パーセント以上とすること。
- 8) PPA の場合
 - (i) PPA事業者が補助金を交付された上で、当該補助金の額に相当する額がPPA契約に係る料金の額から控除されること。
 - (ii) 補助金の額に相当する額がPPA契約に係る料金の額から控除されていること。
 - (iii) 太陽光発電設備を法定耐用年数期間終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- 9) リースの場合は、下記の4点を満たす必要がある。
 - (i) リース事業者が補助金を交付された上で、当該補助金の額に相当する額がリース契約に係る料金の額から控除されること。
 - (ii) 補助金の額に相当する額がリース契約に係る料金の額から控除されていること。
 - (iii) 太陽光発電設備を法定耐用年数期間終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - (iv) リース契約の期間が法定耐用年数期間よりも短い場合にあっては、再リース(リース契約に係る物件を再度借り受けることをいう。)等により、太陽光発電設備を当該期間の満了まで継続的に使用することを担保すること。

(5) 申請の流れ



2. 交付申請

(1) 申請期限

令和8年11月30日(月)まで

(2) 申請に必要な書類

番号	提出書類	申請者			
		法人	個人	PPA・リース	
				事業者	需要家
1	交付申請書【第1号様式】※1	○	○	○	—
2	見積書及び見積内訳書の写し (設備・工事の内容が分かるもの)	○	○	○	—
3	仕様及び規格が確認できる書類の写し(カタログ等)	○	○	○	—
4	発電出力が確認できる書類 (カタログ等で発電出力が分かれば不要)	○	○	○	—
5	工事着手前の現況写真	○	○	○	—
6	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※2	○	—	○	○
7	事業証明書(法人)※2※3	○	—	—	法人
8	所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し	—	○	—	個人
9	PPAの契約書(案)及び料金計算書等※4	—	—	PPA	—
10	リースの契約書(案)及びリース計算書等※5	—	—	リース	—
11	誓約書【第2号様式】※1	○	○	○	○

※需要家とは、電気の供給を受けて使用している者をいいます。

※1 様式は市ホームページからダウンロードしてください。

※2 申請日より3カ月以内に発行したもの

※3 PPA又はリースにより設置する場合は、需要家の証明書が必要

※4 サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類及び太陽光発電設備を法定耐用年数期間終了まで継続的に使用することを確認できる書類

※5 リース料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類及び太陽光発電設備を法定耐用年数期間終了まで継続的に使用することを確認できる書類

提出方法

窓口を持参または郵送

【注意】

- ・提出された申請書類は、不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- ・郵送で申請された書類に不備・不足があれば返送します。
- ・書類等について、修正液や修正テープ等を使用しないでください。
- ・受理された書類等は、原則として返却しません。

審査期間

申請から、概ね1か月程度を見込んでいます。

交付決定通知まで事業着手(設置工事)はできませんので、計画的な提出をお願いいたします。

書類等に不備がある場合は、さらに長期間になる可能性があります。

(3) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

3. 事業実施

(1) 工事着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

交付決定前の契約・受注は認めません。

交付決定前に事業に着手(工事着工)した場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 補助対象事業の変更又は廃止

交付決定の通知後、申請内容の変更又は補助対象事業を廃止する場合は、「変更等承認申請書(第4号様式)」を市長に提出し、その承認を得る必要があります。

なお、変更の場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

4. 実績報告

(1) 実績報告

補助対象事業が完了(工事が完了し、かつ施工業者等への支払いが完了)したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を提出してください。

【 提出期限:令和9年2月26日(金)まで 】

番号	提出書類	申請者		
		法人	個人	PPA 事業者 リース事業者
1	実績報告書【第6号様式】※1	○	○	○
2	交付決定通知書【第3号様式】の写し	○	○	○
3	太陽光発電設備の設置等に係る契約書及び領収書の写し	○	○	○
4	太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真 ^(①、②) ① モジュール ② パワーコンディショナー ※①②機器全体、②は型式名が判別できるものも必要	○	○	○
5	電力会社との電力受給契約書の写し※3	○	○	○
6	PPA の契約書の写し及び料金計算書等※4	—	—	PPA 事業者
7	リースの契約書の写し及びリース計算書等※5	—	—	リース事業者

※1 様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

※2 契約書と同じ金額ではない場合は、内訳書を提出してください。

※3 電力会社と受給契約をしない場合は不要

※4 サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類

※5 リース料金から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、完了検査を実施します。なお、必要に応じて現地調査を実施します。

(3) 補助金額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合、市は、交付する補助金額を確定し、申請者に通知します。

5. 交付請求

補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、交付請求書(第8号様式)及び交付確定通知書(第7号様式)の写しを提出してください。

6. 財産処分

太陽光発電設備の撤去・処分

原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。

太陽光発電設備の設置後、法定耐用年数期間において、太陽光発電設備を撤去・処分しようとする場合は、市長の承認を受け、その補助金の全部又は一部に相当する金額を納付してください。

法定耐用年数 17年_※

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)の「電気業用設備」、「その他の設備(主として金属製のもの)」による。